

平成 22 年 度

富士見市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

富士見市 監 査 委 員



富 監 査 第 3 4 号
平成 2 3 年 8 月 1 6 日

富士見市長 星 野 信 吾 様

富士見市監査委員 細 田 福 三

富士見市監査委員 梶 兼 三

平成 2 2 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

平成22年度健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月14日から8月5日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係資料の提出を求め担当職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：（％）

健全化判断比率			早期健全化基準	財政再生基準
比率名	平成21年度決算	平成22年度決算		
①実質赤字比率	—	—	12.54	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	17.54	35.00
③実質公債費比率	8.8	9.2	25.0	35.0
④将来負担比率	53.9	39.0	350.0	

※ 健全化判断比率のうちの①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率については、黒字であることから「—」表示となっている。

参考：平成22年度決算 ①実質赤字比率 -4.04% ②連結実質赤字比率 -14.84%

平成21年度決算 ①実質赤字比率 -5.36% ②連結実質赤字比率 -17.02%

※ 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととなっている。

※ 健全化判断比率のうちの実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を定めなければならないこととなっている。

平成22年度公営企業会計（水道事業・下水道事業）資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成22年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成23年7月14日から8月5日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として関係資料の提出を求め担当職員から説明を聴取して実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

水道事業会計

単位：（％）

比率名	平成21年度決算	平成22年度決算	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

* 資金の不足額が生じなかったことにより、資金不足比率の算出には至らず。

下水道事業会計

単位：（％）

比率名	平成21年度決算	平成22年度決算	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

* 資金の不足額が生じなかったことにより、資金不足比率の算出には至らず。

※ 公営企業会計の資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととなっている。